

## ■新年のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

お陰様で、2013年に立ち上げた「消費者市民ネットとうほく」(略称「ネットとうほく」)は、2017年4月25日、適格消費者団体の認定を受け、もうすぐ1年を迎えようとしております。ひとえに皆様のご支援、ご協力のお陰と心より感謝申し上げます。

現在、会員は正会員111名(9団体を含む)、賛助会員6名(1団体を含む)で構成されておりますが、「積極的で能動的な消費者」であるとともに「優しい眼差しをもった消費者」の理念をもって皆様の期待に応えていくべく全力を尽くして参りたいと念じています。

私たちは、敢えて「消費者市民」という文言をネーミングに織り込ませて戴きました。消費者市民社会の実現に向けて、いかばかりかの貢献が出来るのではないかという意気込みを名称に反映させて戴きました。また、東北初の適格消費者団体の誕生でもあったことから、勝手ながら「・・・とうほく」との文言をお借りしました。いずれ、東北各県に適格消費者団体が誕生することに相成った際には、この名称を存続すべきか議論させて戴こうと思っております。

さて、我が「ネットとうほく」の特徴の一つに検討委員会の構成員として大学准教授等の学識者に参加して戴き、これら学識者を講師として研究会(略称「消ラボ」)を定期的で開催し会員らの知見を深めていますが、近々、同「消ラボ」の成果を出版物として発刊すべく準備中です。出版の暁にはどうぞ皆さんにもご購入を頂き、活動の参考にして頂ければ幸いです。

では、今年もまた、皆様からの多大なるご支援とご協力をお願いし、皆様とともに消費者市民社会の実現に向けて前進していく1年でありたいと念じています。

では、簡単ですが、年頭のご挨拶とさせて戴きます。今年もどうぞ宜しくお願い致します。

2018年元旦

特定非営利法人 消費者市民ネットとうほく  
理事長・弁護士 吉岡和弘

## ■2017年度第4回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

11月9日(木)18:30から、仙台弁護士会館において、2017年度第4回目となる消ラボを開催し、21名が参加しました。今回は岩手県立大学総合政策学部、窪幸治准教授が「不動産管理契約」というテーマで解説をしました。

不動産管理とは、住宅の形態、契約の形態、管理の状態や種類など多様であり、その中の賃貸物件管理の実態について報告がなされ、「家主と管理会社、借主と管理会社とのトラブルが発生しており、敷金・



岩手県立大学窪幸治准教授

礼金などの金銭問題が最も多い」と解説されました。また、「管理会社が敷金・礼金を着服したり、家主の知らないところで契約が交わされたりする事例もある」と報告がありました。その後の意見交換では、情報の格差や専門性、消費者の概念について話が及んだラボとなりました。

今回の消ラボは、2018年1月11日(木)18:30から仙台弁護士会館において、福島大学の山崎暁彦准教授を講師に「消費者からみたSNS投稿の法的問題点」というテーマで開催します。

## ■「若者の契約トラブル110番」を実施しました

全国の16の適格消費者団体は、12月9日(土)電話による「若者の消費者契約トラブル110番」を行いました。ネットとうほくでは、仙台弁護士会館において、弁護士5人、消費生活相談員4人が対応しました。民法の成年年齢引き下げが検討されている中、この110番を実施することで、若者の消費者契約トラブルに関する情報を積極的に収集し、必要な差止請求及び被害回復を図ること、また、民法の成年年齢引き下げに当たって講じられるべき施策について政策提言を行うことを目的として行われました。(後援 消費者スマイル基金)全国の適格消費者団体に寄せられた情報総数は、55件と多くの消費者から情報提供がありました。今後、この情報を元に各地域の適格消費者団体が内容を調査、検討を重ね対応を進めていく予定です。



## ■平成29年度地方消費者フォーラム(東北ブロック)に参加しました

11月21日(火)ホテル福島グリーンパレスにおいて「平成29年度地方消費者フォーラム～東北ブロック～」が「つながりひろげて、おたがいさまの社会づくり～エシカル消費で、わたしたちの世界は変わる!～」をテーマに開催されました。

このフォーラムは、東北6県の消費者団体や生活協同組合などをつくる「地方消費者グループフォーラム」実行委員会と消費者庁が、2010年から毎年持ち回りで開催しているものです。今回のフォーラムには、東北各地の消費者団体や自治体関係者ら約166名が参加し、ネットとうほくから4名が参加しました。パネルディスカッションでは、東京都市大学名誉教授中原秀樹先生をモデレーターとし、パネリストには、元消費者庁長官・消費者スマイル基金理事長、阿南久氏、NACS東北支部長大西二郎氏、消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク共同代表山岡万里子氏、消費者庁審議官橋本二郎氏を迎え行われました。午後からは全員参加のフリップディスカッションが行われました。参加者からは、エシカル消費について幅広く学べた、パネラーが多彩で多方面から学ぶことができた等の声がありました。

ネットとうほくでは、会場内に活動紹介のパネルを展示し、昼食時にネットとうほくの活動紹介、



ネットとうほく活動紹介をする鈴木裕美理事



リーフレットの配布をしました。引続き東北6県の方々へネットとうほくの活動を広め交流できるよう努めたいと思います。

## ■【共催】青葉区民まつりに出展しました

11月3日(祝)第29回青葉区民まつりに、仙台市消費生活センターとの共催で初めて参加しました。参加の目的は、消費者市民社会啓発、仙台市消費生活センター・ネットとうほくの活動を広く知ってもらうことです。ブースでは、パネル展示、アンケート、啓発用ポケットティッシュやチラシの配布、体験コーナーとして小学生以下を対象としたタンブラー作りをしました。当日は朝から秋晴れに恵まれ、午前中には用意したアンケートやリーフレット700部の配布が終わりブースは大変な盛り上がりとなりました。アンケート結果には299名の方に回答をいただき、「適格消費者団体消費者市民ネットとうほく」の名前を聞いたことがあると131名の市民からの回答がありました。しかしながら活動内容は分からないという方は195名ということで、今後は更に皆さまにネットとうほくの活動を広められるよう会員一同が一丸となり活躍できるような2018年としたいと思います。



出展ブース



展示パネル

## ■【後援】連続シンポジウム「地域で防ごう！消費者被害 in 宮城」

11月25日(土)13:15から仙台弁護士会館4階ホールにおいて、日本弁護士会、仙台弁護士会主催の連続シンポジウム「地域で防ごう！消費者被害 in 宮城」が開催され、約120名が参加しました。国府泰道弁護士(日弁連消費者問題対策委員会幹事)による基調講演「被害防止のための方策や今後の取組み課題について」が行われました。他には、各団体の取組み、報告がされました。ネットとうほくでは、活動紹介、リーフレットの配布を行いました。

## ■山形県と意見交換会を行いました

12月1日(金)に山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課とネットとうほく理事長、理事、事務局との意見交換を行いました。適格消費者団体の認定までの活動、山形県内のネットとうほく会員状況等について報告し、山形県とネットとうほくとの協働の活動にむけて意見交換しました。今後、「消費生活相談情報の提供及び利用に関する覚書」の締結も含め山形県と意見交換していきます。

### <参加者>

山形県 環境エネルギー部危機管理 くらし安心局くらし安心課	佐藤紀子課長、鈴木秋生課長補佐、鈴木寛子主査
ネットとうほく	吉岡和弘理事長、鈴木裕美理事、野崎和夫理事、 検討委員向田敏弁護士、大友廣和団体正会員

## ■講演会開催のお知らせ

2018年3月10日(土)14:00から仙台市市民活動サポートセンターセミナーホール6階において講演会を開催します。詳細は同封のチラシをご覧ください。皆さまのご参加お待ちしております。

テ	マ	生命保険・入口から出口まで ～押さえておきたい基礎知識と保険金請求のポイント
講	師	東北学院大学法学部教授 横田尚昌氏

## ■リレーエッセイ

順調な滑り出し中のリレーエッセイ。第3回目は検討委員高橋玲子理事です。

当会理事で消費生活相談員の高橋玲子と申します。

私が消費生活に関わったのは、夫の転勤で仙台を離れ、転勤先で消費生活相談員資格を知ったことがきっかけでした。23年前に消費生活コンサルタント資格を取得、のち東京都内のセンターに消費生活相談員として勤務しました。当時はバブル崩壊後で、利殖・預託商法や詐欺の被害、食に関する被害や製品事故など、各省庁にまたがる被害が多発したため、消費者庁設立の声が高まり、設立に向けての集会有很多ありました。その席上で鈴木裕美先生に初めてお会いし、仙台に帰ったなら私も消費者被害救済活動に関わりたいとの思いを新たにしました。

消費生活相談では個別の苦情案件が解決出来ても、事業者の広告や消費者に不利な条項が改正されなければ、同様の被害が再び起きます。相談員は事業者と何度交渉しても消費者に不利な契約条項等が改正されないことをもどかしく思っていたことでしょうか。私もその一人でした。

平成29年4月に「消費者市民ネットとうほく」が適格消費者団体の認定を受けました。最前線で苦情相談を受けている相談員の皆様が待ち望んだ適格消費者団体でもあります。しかし、被害情報の提供がなければ適格団体としてフル活動はできません。皆様からの情報提供をお待ちしております。情報提供を受けた案件は、検討委員会で取り上げるか検討します。問題点を検討後事業者に申入れを行い、その後差し止め請求へと繋がります。

おかしいと思った1本の通報電話が、消費者に不利な条項の改正へと繋がります。是非皆様に当会の会員になっていただき、一緒に活動できることを願っています。

次号は、理事で検討委員会委員としてご活躍の中里真福島大学准教授です。

### 【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

NPO法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

eメールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp